

\ご希望の方はお早めに/ 新型コロナワクチン接種

町では、新型コロナワクチン接種(令和5年秋開始接種)を実施しています。全額公費負担での接種(特例臨時接種)は3月31日(日)までです。また、接種対象者の減少により、今後大幅に接種会場を削減する予定です。接種をご希望の方は早めにお受けください。

なお、現在主流株とされているX B B.1.5を含んだメッセンジャーRNAワクチンは、ファイザー社およびモデルナワクチンに加えて、令和5年11月に薬事承認された第一三共社のワクチンを、町でも接種することになりました。

第一三共社ワクチン接種について

- ▶ワクチン／ダイチロナRTU筋注
(1価:オミクロン株X B B.1.5)
- ▶接種対象／初回(1・2回目)接種を完了した12歳以上の方
- ▶効能・効果／新型コロナウイルスによる感染症の予防
- ▶接種回数・間隔／1回(前回の接種が完了してから3カ月以上が経過した後)※筋肉内注射
- ▶接種量／0.6mlを1回
(ファイザー社ワクチン0.3mlの2倍)
- ▶副反応／注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等
- ※その他、副反応や安全性等の最新情報は、二次元コードからご確認ください。



◀第一三共社
ワクチン詳細

▶接種可能な町内の接種会場と予約方法

接種会場	所在地	予約方法
佐伯医院	寄居988	インターネット予約、 コールセンター予約
はらしま医院	保田原163-7	来院予約

●寄居町新型コロナワクチン接種コールセンター

📞0120・852・235(通話料無料)

受付時間／午前8時30分～午後6時

(土・日曜日、祝日を含む毎日)

※コールセンターは、1月31日(木)をもって予約受付を終了します。2月以降はインターネット予約から、または直接医療機関で予約を受け付けます。



◀インターネット予約

問健康づくり課(📞581・2121内線213)

実施します！ 小学校の入学説明会

今年4月に小学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずにご出席ください。

▶入学説明会

学校名	月日(曜日)	受付時間	電話番号
寄居小学校	2月1日(木)	13:40～14:00	📞581・0102
桜沢小学校	2月2日(金)	13:15～13:30	📞581・0131
用土小学校	2月7日(水)	13:30～13:45	📞584・2004
折原小学校	2月2日(金)	13:20～13:30	📞581・0328
鉢形小学校	2月2日(金)	13:30～13:45	📞581・3300
男衾小学校	2月1日(木)	8:40～9:00	📞582・0037

※中学校の入学説明会は、本誌12月号(城南中学校)をご覧ください
(寄居中学校・男衾中学校は実施済)。

問各小学校

令和5年度住民税均等割 非課税世帯に対する給付金(追加)

町では、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰の負担が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり7万円を支給します。

▶支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で寄居町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象となりません。

▶支給対象外となる世帯の例

○親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯
○子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯等

▶給付額

1世帯当たり 7 万円

▶申請方法

対象となる可能性がある世帯に対して、1月下旬以降に通知を発送します。

※詳細は福祉課へお問い合わせください。

※添付書類が必要な場合があります。

※基準日に寄居町にお住まいで、やむを得ず寄居町に住民登録がない場合はお問い合わせください。

問福祉課(📞581・2121内線121・122)

令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

町では、食料費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を対象に、生活支援を行なうため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。支給を受けていない方、申請がお済みでない方は、早めに子育て支援課へお問い合わせください。

①ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

- ▶受給者／児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている方、または対象児童の養育者で、次の①、②のいずれかに該当する方
 - ①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方(既に支給済み)
 - ②令和5年1月以降に、住民税非課税相当の収入となった方および令和5年度住民税非課税の方(申請が必要です)

②ひとり親世帯

- ▶受給者／対象児童を養育する父母等で、次の③～⑤のいずれかに該当する方
 - ③令和5年3月分の児童扶養手当が支給された方(既に支給済み)
 - ④公的年金等を受給されている方で、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されていない方(申請が必要です)
 - ⑤児童扶養手当が支給されている方と同じ水準の収入となった方(申請が必要です)

共通

▶対象児童

①③④／平成16年4月2日から(障害児の場合は平成14年4月2日から)令和5年2月28日までの間に出生した児童

②⑤／平成17年4月2日から(障害児の場合は平成15年4月2日から)令和6年2月29日までの間に出生した児童

▶給付額／児童1人当たり 5 万円

▶申請期限／2月 29 日(木)

▶支給日／振込日は支給決定後、通知します。

①と②を重複して受給することはできません。令和5年4月1日以降、子の出生や離婚など、世帯の異動がある方は、子育て支援課へご相談ください。

※申請書類は、子育て支援課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

※申請者は児童の養育者のうち、申請時点で児童の主たる生計維持者の方となります。



◀町公式
ホームページ

問子育て支援課(📞581・2121内線203・204)

新型コロナウイルス感染症・エネルギー価格等高騰対策 地域公共交通・運送事業者等支援事業

町では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている地域公共交通事業者、運送事業者に対し支援金を交付します。申請に当たっては、必ず申請案内にて対象事業者の要件および申請方法をご確認ください。

地域公共交通運行継続支援金

▶対象

○町内に営業所を置くタクシー事業者(福祉輸送事業限定事業者を除く)

○町内に定期運行路線を有する路線バス事業者

▶支援金

タクシー事業者

基本額 1法人 30 万円(個人の場合は 5 万円)

加算額 保有車両1台につき 2 万円

路線バス事業者

基本額 1法人 50 万円

加算額 町内を定期運行する1路線につき 10 万円

共通

▶申請期間

1月 22 日(月)～3月 8 日(金)(期間内消印有効)

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶申請方法

町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付のうえ、申請先(各課)へ持参または郵送で申請してください。

問

●地域公共交通運行継続支援金について

都市計画課(📞581・2121内線241)

●物価高騰対策運送事業者等支援金について

産業振興企業誘致課(📞581・2121内線412)